

事務連絡
令和4年7月27日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」の
一部改正について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護従事者である濃厚接触者については、医療従事者に対する対応を参考に、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所をいう。）であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、一定の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱いも可能とする旨を「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）により都道府県等に対してお示しをしているところです。

今般、濃厚接触者の待機期間が短縮されたことに伴い、当該事務連絡を一部改正し、検査期間を修正いたしました。

つきましては、各自治体から周知される取扱いを踏まえ、ご対応いただけるよう、貴会会員に対しての周知をお願いいたします。

【別添】

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡（令和4年7月26日一部改正））

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会